

東京大学保健・健康推進本部における東京大学内部利用に関わる情報提供の細則

制定：平成17年9月12日

本 部 長 裁 定

施行：平成17年9月12日

改正：平成24年 3月6日

改正：令和6年 3月27日

(目的)

第1条 この細則は、東京大学保健・健康推進本部(以下「本部」という。)で管理運用する個人情報等の東京大学内部での使用について、その情報提供の取扱いを定めることを目的とする。

(情報提供)

第2条 本部長は、東京大学の個人情報等に関する取扱規則（平成17年3月17日東大規則第333号）第29条第1項各号に該当する場合又は本人の同意がある場合において、東京大学内部での利用について個人情報等の提供を求められた場合は、請求された個人情報を提供することができる。

(情報提供の請求)

第3条 本部で管理運用する個人情報等の提供は、当該個人情報を利用しようとする部局長又は東京大学教職員の環境安全衛生管理規程（平成16年4月1日東大規則第10号）別表第1に定める事業場の長（以下「事業場長」という。）からの本部長に宛てた情報提供の請求に基づき行うものとする。

- 2 個人情報等の提供の請求に対して、本部長は原則として、提供先における利用目的、利用する記録範囲・記録項目及び利用形態等を記載した書面を求める。
- 3 個人情報等の提供の請求に対して、本部長が個人情報等を提供するのが適切と判断した場合には、提供先に提供する個人情報等に対して安全確保の措置を要求するとともに、利用後の個人情報等の管理、廃棄に関する確約を書面で求める。
- 4 前2項の書面の様式については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この内規は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この内規は、令和6年4月1日から施行する。